

◎新潟県告示第148号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第25条第1項の規定により、かご漁業（えびを目的とするものに限る。）の許可又は起業の認可をする船舶のトン数階層別の隻数の最高限度を次のとおり定めた。

平成30年2月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

| 船舶階層区分       | 隻数  |
|--------------|-----|
| 5トン未満        | 1隻  |
| 5トン以上10トン未満  | 2隻  |
| 10トン以上15トン未満 | 6隻  |
| 15トン以上20トン未満 | 3隻  |
| 計            | 12隻 |